

食堂運営事業者募集に係る条件等

1 病院の概要

- (1) 施設名 千葉県こども病院
- (2) 所在地 千葉県千葉市緑区辺田町579番地1
- (3) 病院の規模 病床数 218床
- (4) 外来患者数 331.1人/日(令和5年度実績)
- (5) 入院患者数 127.9人/日(")
- (6) 職員数 約600人
- (7) 常駐委託職員等 約180人
- (8) 外来診療日 月曜日から金曜日 ただし、千葉県の休日に関する条例(平成元年千葉県条例第1号)第1条に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。

2 出店場所

千葉県こども病院内 本館1階 別紙図面(図面1)のとおり
店舗面積 208.62㎡
(内訳)厨房等 70.02㎡、食堂部分 138.60㎡

3 施設使用形態

- (1) 行政資産使用許可
食堂運営事業者は、千葉県病院局固定資産管理規程に基づき、行政資産使用許可(以下「使用許可」という。)を受けて使用します。
- (2) 使用許可予定面積
208.62㎡
- (3) 使用許可期間
使用を許可する期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとします。ただし、当初公募条件を変更しないことを前提に、更新することが適当と認めた場合は、令和8年4月1日から最長4年を限度に使用許可を更新することができます。
店舗の設置、撤去等に要する期間は、使用許可期間に含まれます。
使用許可の更新を受けようとするときは、使用許可期間の満了の3ヶ月前までに書面をもって申請してください。
許可条件に違反した場合や、当院が公用又は公共用に供するため使用許可物件を必要とするときなどは、使用許可を取り消す場合があります。
使用許可期間が満了、又は使用許可の取り消しとなった場合には、新しい受託者が業務を速やかに適正かつ円滑に実施することができるよう、十分な配慮のもとに使用物件を明け渡すよう努めてください。
- (4) 使用上の制限
許可用途以外に使用することは禁止します。
許可を受けた権利を第三者に譲渡又は転貸することは出来ません。

ただし、本公募の申請者がフランチャイザー（本部企業）となり、病院と契約を締結した後、自らの責任においてフランチャイジー（加盟店）に運営を行わせることはできるものとします。

4 出店に要する経費

(1) 行政資産使用料

千葉県病院局固定資産管理規程（平成十六年四月一日病院局管理規程第二十四号）別表第2に定める建物使用料に基づく面積に応じた使用料
なお、同規程に改正があった場合は、改正後の建物使用料により計算した額とします。

(2) 使用許可部分に係る光熱水費（電気・ガス・水道）実費

（参考）電気	341,583円（12,190kwh）	}（令和5年度実績）
水道	101,259円（543m ³ ）	
ガス	210,588円（5,176m ³ ）	

(3) 使用許可部分に係るセキュリティ経費及び商品等に係る保険料

(4) 店舗内の内装工事費及び設備機器工事費等

（なお、工事の実施に当たっては、病院と協議してください。）

(5) 店舗の厨房機器、設備及び什器備品等維持管理費用

（修繕、交換及びメンテナンス等の費用）

(6) 店舗の清掃及び消毒に要する費用並びに廃棄物の処理経費

(7) 通信運搬費、消耗品費、その他店舗の運営に関する経費

(8) 店舗及び店舗設備の汚損、破損への対応経費

(9) 店舗運営にあたり利用者に損害を与えた場合の損害回復及び賠償経費

(10) 退店する際の原状回復にかかる費用

(11) 貸与物件（無償）

募集要項 別紙「食堂設備機器一覧」のとおり

なお、貸与物件の軽微な修理費用（10万円（税込）以下）は食堂運営事業者の負担とします。

修理不可能な貸与物品が発生した場合、別途協議します。

(12) 上記（11）以外の厨房機器・設備及び店舗内什器備品（イス・テーブル等）、消耗品等については、食堂運営事業者が用意してください。

5 食堂の営業条件等

(1) 営業日及び営業時間

利用者の利便性を考慮し、外来診療日の9時から15時00分までを最小限として提案してください。

ただし、年末年始等の営業時間は別途協議が可能とします。

(2) メニュー及び価格について

メニューは利用者のニーズにあった品揃えで、かつ利用しやすい価格設定にしてください。なお、メニューにはアレルギー表示及びカロリー表示をしてください。

また、病院の食堂であることから健康に配慮したメニュー・味付けに配慮してください。

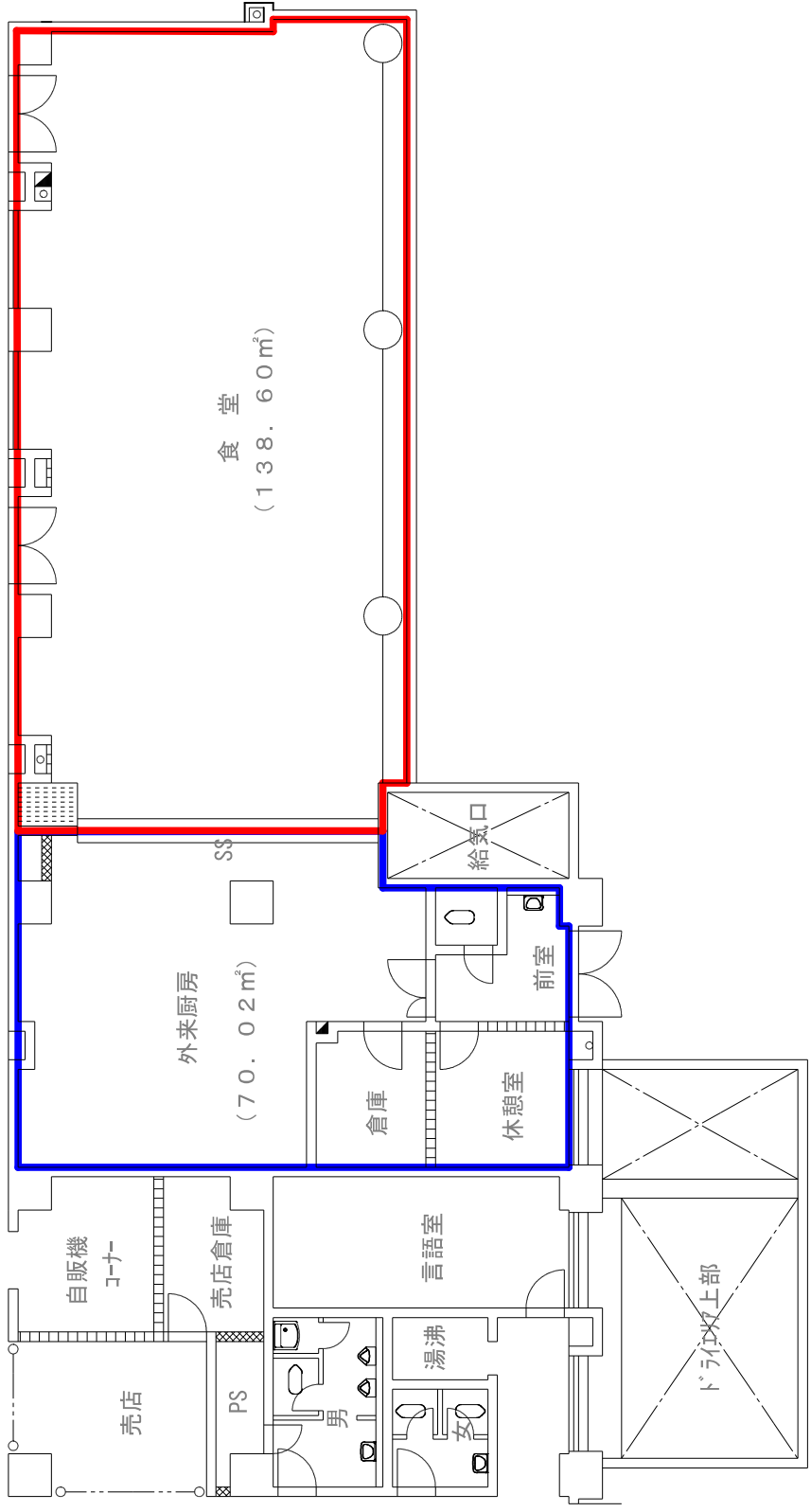
- (3) 店舗レイアウト
職員、患者、患者家族等が利用しやすいような工夫を求めます。
また、既存の形態にとらわれない自由な提案も可能とします。
- (4) サービス方式
方法は問いません。
- (5) 職員（委託職員を除く）への利便性の確保等
ア プリペイドカード等の利用ができるよう希望します。
イ 昼食時において、院内各所属へのお弁当の配達を希望します。
- (6) 営業時間外の食堂（飲食スペース）開放への協力
営業時間外も食堂（飲食スペース）を開放し、必要最小限で、蛍光灯を点灯させてください。

6 その他の条件等

- (1) 食品衛生法その他関係法令等を遵守し、衛生管理及び感染症対策を徹底してください。なお、感染症対策については、こども病院感染対策マニュアル等の指示に従うこと。
- (2) 出店や営業に必要な各種法令に基づく許認可などは食堂運営事業者が取得してください。
- (3) 食堂運営事業者を選定され、営業を開始した後、企画提案書において提示された価格・メニューの種類等を改定する場合には、書面により病院と協議し、承認を得てください。
- (4) 病院の食堂は、病院利用者、職員のアメニティ向上の重要な要素であることを十分認識し、患者、職員の満足度向上に貢献できる食堂運営を行ってください。
- (5) 食堂内に常駐する従業員は、病院内での食堂業務であることの自覚を持ち、清潔感のある身なりで業務に従事させてください。
- (6) 従業員が利用者に対し丁寧な接客対応するよう指導するとともに、食堂運営事業者は、これを遂行するために必要な接遇研修を実施してください。
- (7) アルコール類の提供は禁止します。
- (8) 利用者へのサービス向上のために、定期的にアンケート等を実施し、サービスに反映させてください。また、病院で集計している意見についても同様に対応することとし、サービスに反映させてください。
- (9) 店舗の清掃及び消毒は、事前に年間計画を作成し、食堂運営事業者の責任において実施してください。
- (10) 廃棄物の処理（保管・搬出・処分等）は、食堂運営事業者の責任において、廃棄物処理法等の関係法規を遵守し、適正に処理してください。
- (11) 病院の敷地内は禁煙です。
- (12) 食堂に飲食物を持ち込んで利用する場合があります。
- (13) 提案どおり行われているか随時確認を行います。併せて年1回の収支報告を提出してください。
- (14) 材料等の搬入については、病院運営に支障がない時間帯や経路とします。

- (15) 倉庫などの資材の保管設備が必要な場合は、病院と協議してください。
なお、倉庫などの保管設備を設置する場合は、行政資産使用許可を別途受ける必要があります。
- (16) 従業員に定期健康診断を受診させる等、健康管理を行ってください。
- (17) 停電等の設備点検、防災訓練、感染対策、研修会等、病院の運営上必要な事項に対する要請があった場合は、全面的に協力してください。
- (18) 災害時においては、病院から支援要請があった場合は、全面的に協力してください。
- (19) 従業員の駐車場は無償で提供しますが、可能な限り公共交通機関等を利用してください。
- (20) 許可期間が満了又は許可が取り消された場合は、速やかに原状回復を行ってください。
- (21) 退去の際には、次の出店が円滑に行われるよう引き継ぎに協力してください。
- (22) その他、営業に際し必要な事項が生じた場合には、その都度病院と協議することとします。

千葉県こども病院食堂平面図



売店運営事業者募集に係る条件等

1 病院の概要

- (1) 施設名 千葉県こども病院
- (2) 所在地 千葉県千葉市緑区辺田町579番地1
- (3) 病院の規模 病床数 218床
- (4) 外来患者数 331.1人/日(令和5年度実績)
- (5) 入院患者数 127.9人/日(")
- (6) 職員数 約600人
- (7) 常駐委託職員等 約180人
- (8) 外来診療日 月曜日から金曜日 ただし、千葉県の休日に関する条例(平成元年千葉県条例第1号)第1条に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く

2 出店場所

千葉県こども病院内 本館1階 別紙図面(図面2)のとおり
店舗面積 18.79㎡
(内訳)売店部分 13.24㎡ 倉庫部分 5.55㎡

3 施設使用形態

(1) 行政資産使用許可

売店運営事業者は、千葉県病院局固定資産管理規程に基づき、行政資産使用許可(以下「使用許可」という。)を受けて使用します。

(2) 使用許可予定面積

18.79㎡

(3) 使用許可期間

使用を許可する期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとします。ただし、当初公募条件を変更しないことを前提に、更新することが適当と認められた場合は、令和8年4月1日から最長4年を限度に使用許可を更新することができます。

店舗の設置、撤去等に要する期間は、使用許可期間に含まれます。

使用許可の更新を受けようとするときは、使用許可期間の満了の3ヶ月前までに書面をもって申請してください。

許可条件に違反した場合や、当院が公用又は公共用に供するため使用許可物件を必要とするときなどは、使用許可を取り消す場合があります。

使用許可期間が満了、又は使用許可の取り消しとなった場合には、新しい受託者が業務を速やかに適正かつ円滑に実施することができるよう、十分な配慮のもとに使用物件を明け渡すよう努めてください。

(4) 使用上の制限

許可用途以外に使用することは禁止します。

許可を受けた権利を第三者に譲渡又は転貸することは出来ません。

ただし、本公募の申請者がフランチャイザー（本部企業）となり、病院と契約を締結した後、自らの責任においてフランチャイジー（加盟店）に運営を行わせることはできるものとします。

4 出店に要する経費

(1) 行政資産使用料

千葉県病院局固定資産管理規程（平成十六年四月一日病院局管理規程第二十四号）別表第2に定める建物使用料に基づく面積に応じた使用料
なお、同規程に改正があった場合は、改正後の建物使用料により計算した額とします。

(2) 使用許可部分に係る光熱水費（電気・ガス・水道）実費

（参考）電気料 291,292円（16,240kwh）（令和5年度実績）

(3) 使用許可部分に係るセキュリティ経費及び商品等に係る保険料

(4) 店舗内の内装工事費及び設備機器工事費等

（なお、工事の実施に当たっては、病院と協議してください）

(5) 店舗の設備及び什器備品等維持管理費用

（修繕、交換及びメンテナンス等の費用）

(6) 店舗の清掃及び消毒に要する費用並びに廃棄物の処理経費

(7) 通信運搬費、消耗品費、その他店舗の運営に関する経費

(8) 店舗及び店舗設備の汚損、破損への対応経費

(9) 店舗運営にあたり利用者に損害を与えた場合の損害回復及び賠償経費

(10) 退店する際の原状回復にかかる費用

(11) 機器・設備及び店舗内什器備品、消耗品等については、売店運営事業者が用意してください。

5 売店の営業条件等

(1) 営業日及び営業時間

利用者の利便性を考慮し、診療日の8時から19時00分まで、休診日は10時から15時00分までを最小限として提案してください。

ただし、年末年始等の営業時間は別途協議が可能とします。

(2) 医療機器（診療材料）の販売

患者個人向け医療機器の販売ができるよう営業開始日までに、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第39条の3に基づく管理医療機器の販売業の届出を行うこと。なお、販売品目については、売店運営事業者に対し別途指示します。

(3) 収納代行サービスの希望

公共料金、電話料金等の収納代行サービスを希望します。

(4) 病院運営への協力

病院内で行うイベントの企画や大規模災害時における物資の提供等、当院の運営に対して協力すること。

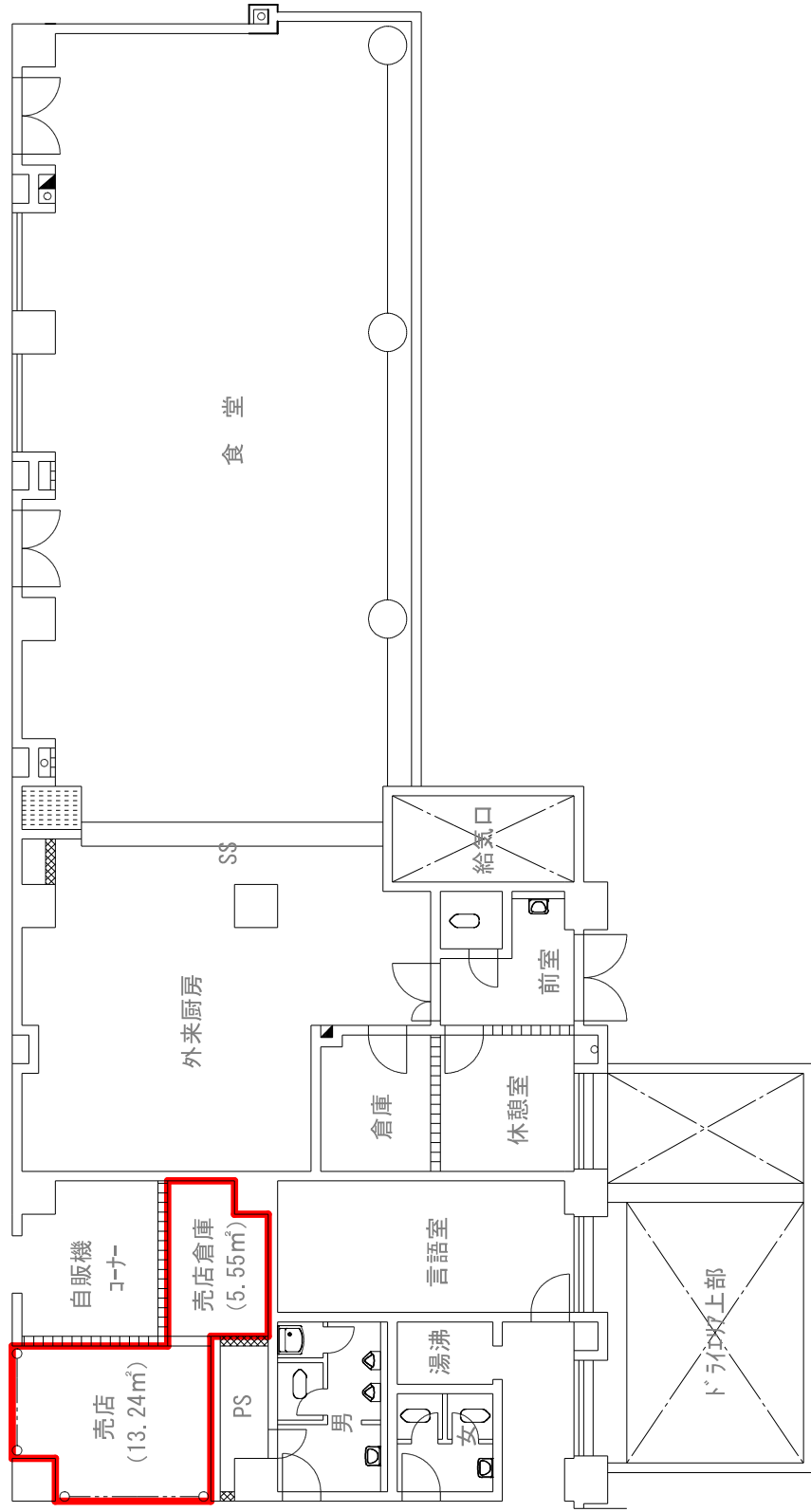
(5) 店舗レイアウト

職員、患者、患者家族等が利用しやすいような工夫を求めます。

6 その他の条件等

- (1) 出店や営業に必要な各種法令に基づく許認可などは売店運営事業者が取得してください。
- (2) 病院の売店は、病院利用者、職員のアメニティ向上の重要な要素であることを十分認識し、患者、職員の満足度向上に貢献できる売店運営を行ってください。
- (3) 売店内に常駐する従業員は、病院内での売店業務であることの自覚を持ち、清潔感のある身なりで業務に従事すること。
- (4) 従業員が利用者に対し丁寧な接客対応するよう指導するとともに、売店運営事業者は、これを遂行するために必要な接遇研修を実施してください。
- (5) 煙草・アルコール類の販売は禁止します。
- (6) 利用者へのサービス向上のために、定期的にアンケート等を実施し、サービスに反映させてください。また、病院で集計している意見についても同様に対応することとし、サービスに反映させてください。
- (7) 店舗及び店舗周辺の衛生管理等を徹底するとともに、事前に年間計画を作成し、売店運営事業者の責任において実施してください。
- (8) 廃棄物の処理（保管・搬出・処分等）は、売店運営事業者の責任において、廃棄物処理法等の関係法規を遵守し、適正に処理してください。
- (9) 病院の敷地内は全面禁煙です。
- (10) 提案どおり行われているか随時確認を行います。また、年1回の収支報告を提出してください。
- (11) 商品等の搬入については、病院運営に支障がない時間帯や経路とします。
- (12) 従業員に定期健康診断を受診させる等、健康管理を行ってください。
- (13) 停電等の設備点検、防災訓練、感染対策、研修会等、病院の運営上必要な事項に対する要請があった場合は、全面的に協力してください。
- (14) 災害時においては、病院から支援要請があった場合は、全面的に協力してください。
- (15) 病院の運営や医療上の必要性から、取扱商品やサービス等について病院から依頼された事項については、真摯に対応してください。
- (16) 主に昼食時間帯が混雑することから、混雑緩和のためキャッシュレス決済を積極的に導入してください。
- (17) 従業員の駐車場は無償で提供しますが、可能な限り公共交通機関等を利用してください。
- (18) 許可期間が満了又は許可が取り消された場合は、速やかに原状回復を行ってください。
- (19) 退去の際には、次の出店が円滑に行われるよう引き継ぎに協力してください。
- (20) その他、営業に際し必要な事項が生じた場合には、その都度病院と協議することとします。

千葉県こども病院売店平面図



(1 : 150)